

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年 9月 3日
【会社名】	日立造船株式会社
【英訳名】	Hitachi Zosen Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役会長兼社長 谷所 敬
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区南港北一丁目 7番89号
【電話番号】	06 (6569) 0022
【事務連絡者氏名】	経理部長 中村 敏規
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井六丁目26番 3号
【電話番号】	03 (6404) 0800
【事務連絡者氏名】	総務部 東京総務グループ長 久保 浩則
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2017年 8月10日
【発行登録書の効力発生日】	2017年 8月18日
【発行登録書の有効期限】	2019年 8月17日
【発行登録番号】	29 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 30,000百万円
【発行可能額】	20,000百万円 (20,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段 () 書きは発行価額の総額の合計額) に基づき 算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2018年 9月 3日 (提出日) であります。
【提出理由】	2017年 8月10日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一 部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とす るため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加する ため、本訂正発行登録書を提出いたします。
【縦覧に供する場所】	日立造船株式会社東京本社 (東京都品川区南大井六丁目26番 3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金5,000百万円を社債総額とする日立造船株式会社第26回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（以下「本社債」という。）を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額 : 金1億円

発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(注)元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び野村證券株式会社を予定していますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件等については、利率等の決定日に決定する予定です。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額5,000百万円（発行諸費用の概算額は未定）

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

運転資金、設備資金、投融資資金、社債償還資金及び借入金返済資金に充当する予定であります。

(訂正後)

運転資金、設備資金、投融資資金、社債償還資金及び借入金返済資金に充当する予定であります。

なお、本社債の発行による手取金については、全額を以下の受注して現在建設中のごみ焼却発電施設にかかる資材購入等の費用としての運転資金に充当する予定であります。なお、実際の充当時期までは、現金又は現金同等物として管理します。

- ・京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）
- ・菊池環境保全組合新環境工場

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<日立造船株式会社第26回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（別称：日立造船グリーンボンド）に関する情報>

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、本社債についてグリーンボンド発行のために国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」（注1）及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2017年版」（注2）に即したグリーンボンド・フレームワークを策定し、第三者評価機関であるDNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社（以下「DNV GL」という。）よりセカンドパーティオピニオンを取得しております。

また、本社債が第三者評価を取得することに関し、環境省の平成30年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業（注3）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるDNV GLは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

（注1）グリーンボンド原則（Green Bond Principles）とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。

（注2）グリーンボンドガイドライン2017年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表したガイドライン。

（注3）グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすもの。

- （1）グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること
主に国内の低炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）
 - ・ 調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの
低炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
 - ・ 低炭素化効果 国内のCO₂削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
 - ・ 地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
- （2）グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること
- （3）いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと

グリーンボンド・フレームワークについて

当社は、グリーンボンド発行を目的として、グリーンボンド原則2018が定める4つの柱（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートニング）に従ってフレームワークを以下のとおり策定しました。

1. 調達資金の使途

グリーンボンドで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たす既存又は新規事業の開発、建設、設置、運営に係る費用に充当する予定です。なお、グリーンボンドの発行については、当社の業務執行における最高意思決定機関である取締役会が承認します。

適格クライテリア

- ・ ごみ焼却発電施設：廃棄物を燃やし衛生的に処理すると同時に、大切なエネルギー資源として発電する施設です。ごみは未だ望まれない生成物ではありますが、その生成は社会にとって不可避なものである一方で重要なエネルギー源ともなり得るものです。当社は、ごみからのエネルギーの回収は、これ以上再利用・再活用できない廃棄物を処理すること、及び、エネルギーの新たな創出という2つの問題を同時に解決する手段であり、今後世界的に予測されるエネルギー不足の深刻化の有効な解決手段を提供するものと考えます。当社は、当該事業によるネットでのCO₂削減効果が環境に与えるネガティブな効果を上回る場合に資金充当対象とします。
- ・ 既存事業については、事業の完成又は稼働開始が、グリーンボンド発行日から遡って24月以内であることとします。
- ・ 事業実施の際には環境へのネガティブな影響の低減に取り組むとともに、可能性のあるネガティブな影響の内容について当社が定めた以下の社会への説明を行うようプロセスを経たものを対象とします。

- ・事業発注者において、環境リスクを低減するために、日本の環境影響評価法に定められている環境影響評価の手続きに従い、環境調査や予測・評価を実施し、重大な環境への影響を防ぐ対応を実施していることを確認したものの。
- ・建設立地自治体にて環境影響評価が求められている場合においても、定められている環境影響評価の手続きに従い、環境への影響を防ぐ対応が実施されていることを確認したものの。
- ・事業内容について事業立地周辺の住民への説明を行い、理解を得るよう努めているもの。
- ・当社の設備製造工場においては、環境への汚染物質の排出について法律より厳しい自主基準、目標値を設定して排出物質管理の徹底を図ることで、環境リスクの低減に努めています。また、事業活動における環境問題の発生防止、環境リスクの最小化を図るために、作業標準どおりの作業を徹底するとともに、設備点検・メンテナンスを確実に実施しています。万が一の環境事故を想定し、汚染を最小限に抑えるための対応手順を定め、異常時・緊急時訓練を定期的に行っているもの。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

グリーンボンドによる調達資金充当の対象として選定したプロジェクトが適格クライテリアに適合しているかについては、当社の環境事業本部エンジニアリングビジネスユニット国内プロジェクト部、環境プラント計画部及び企画管理本部経営企画部財務グループが確認します。プロジェクト選定の最終承認は、当社の業務執行における最高意思決定機関である取締役会が行います。

3. 調達資金の管理

グリーンボンドで調達された資金の充当と管理は当社の経営企画部財務グループが行います。適格プロジェクト毎に当社で付している番号で管理し、当社にて規定されている資金管理フローに従い内部管理システムにて予算と実際の支出を月単位で追跡管理します。また、資金管理に関する書類の保存については、当社で定める会計書類の範囲及び保存に関する経理細則に従い実施し、保存文書台帳により管理します。当社では、グリーンボンドで調達した資金は発行から3年以内に充当する予定です。調達資金の充当が決定されるまでの間は、当社が資金と等しい額を現金及び現金同等物にて管理します。

4. レポーティング

適格プロジェクトへの資金充当状況及び環境への効果を年次でレポーティングします。なお、適格プロジェクトが建設中の場合は資金の充当状況のみのレポーティングを行い、プロジェクト完工後は、その後に開始する年度分より当該グリーンボンド償還までインパクト・レポーティングを実施します。

・発行体によるレポーティング

資金充当状況レポーティング

当社は、適格クライテリアに適合するプロジェクトに調達資金の全額が充当されるまでの間、資金充当状況のレポートを年度に1回行います。資金充当状況及び充当されたプロジェクトの説明は当社ウェブサイト又は統合報告書にて開示します。その際に機密性を考慮し可能な範囲にて、個別プロジェクト毎の充当割合も開示します。資金充当状況の詳細に関する最初のレポートは、グリーンボンド発行から1年以内に行う予定です。なお、調達資金の金額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

インパクト・レポーティング

当社は、グリーンボンドの償還までの間、当社ウェブサイト及び統合報告書にて環境への効果を示す適格プロジェクトに関連する以下の指標を年度に1回公表します。

- ・建設・設置した施設の数と各施設の概要（施設の処理能力、建設中・完成の別を含む）
- ・建設・設置した施設の稼働開始後の年間発電出力実績（MWh/年）（機密性を考慮し可能な範囲にて開示）
- ・年間発電出力実績に基づく年間温室効果ガス排出削減量（tCO₂/年）（機密性を考慮し可能な範囲にて開示）

・コンプライアンス・レビュー

当社はグリーンボンド発行日から1年を経過する前に、適格プロジェクトが当社のグリーンボンド・フレームワークに適合しているかを評価するためのレビュー契約をDNV GLと締結します。このレビューは、当社のグリーンボンドによる調達資金が全て充当されるまで毎年行う予定です。